

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）46

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43841

關係資料整理、作成

沖繩国会関係資料

取得部 批准部

○ 山崎良吉氏 佐々木久雄氏
 高野 〃 〃 〃 〃 (25印)
 国会議事録の整理について

46. 8. 12
 未保(松田)

1. 目的

沖縄国会に備へ、過去(正当事、戦
 通常国会以降)の議事録を整理する。
 (465頁)

2. 方法

衆・参両院の本会議、予算委員会他9全
 議事録を項目別及び委員別に編
 集する。双方に共通するindexを作成
 し、referenceを容易にする。

3. 作成

(1) 関係資料の複製(セロックス)の上、
 沖繩国会関係資料(一部資料の肉連
 の含む。)に肉保の複製・装訂を
 して、委員別、項目別に
 印紙の上
 所定の用紙に貼付する。

(2) 二枚の原にセロックスに2部必要部
 数複製する。

(3) 作業の段取り

- ① 関係議事録の収集・確認
- ② 資料の(含正副肉連)ページの確認
- ③ ②ページをセロックス
- ④ 項目別/委員別^{紙別}に印紙を貼付(用紙作成)
- ⑤ 項目別/委員別に整理
- ⑥ 原にセロックス
- ⑦ index作成

4. 作業の分担

	(北字一子)	(安字一子)
(泉本)	0	
(参本)		0
(泉予)	0	
(参予)		0
(泉沖 ^(合略))	0	
(参沖 ^(合略))	0	
(泉外)		0
(参外)		0
(泉内)		0
(参内)		0
泉 } 預信 } (合略筆)		0
参 } 原稿 }		
予 } 特指件 }		
予 } 等 }		
5. 24日付		
8月末完成を目途とする。		

植
(記)

(自由者)

昭和46年2月20日

衆議院 本会議 外務・内閣
参議院 本会議 沖野

区域でございますが、この使用期間の定め方でございませぬ。たとえば長坂小銃射撃場の場合は年間百六十日以内、したがってそのワケ内が必要ときに使う。それからたとえば富士演習場の場合は、これは自衛隊と米軍間で双方の演習計画の事前調整を通じて具体的に指定する。ですからこれも具体的に口を限っております。それからたとえばキャンプ王子の場合、あるいは磯貴島通信所、南島島通信所、こういう場合には、それぞれ通信所あるいはキャンプへの出入のついで、こういう定め方になっております。また港津ビルの場合には荷揚げのついでということでありませぬ。

(植 - V - 連野)

在日米軍施設区域

地位協定 2.46の解釈

(← 大塚日)
(← 0122日)

昭和46年2月20日

衆議院 本会議 外務・内閣
参議院 本会議 沖野

植
嶋
(社)

(自由者)

整理番号

作成例

○ 協働分科員 二(四)の説明をしてくださいますか。
○ 井川政府委員 これは説明をいたしまして、この二(四)は、合衆国軍隊が一定の期間を限って使用する施設及び区域に関する協定中、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならぬ。ここに書いてありますことは二(三)と二(四)とを併せて提供方式として二(四)があるというように、さらに二(四)については「適用がある」という協定の規定の範囲を明記しなければならぬ。この二つことから成り立っていると思えます。
○ 協働分科員 それじや具体的に聞きますか。合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中、この協定は何の協定ですか。
○ 井川政府委員 適用があるこの協定のことです。
○ 協働分科員 いやいや、その前の「協定中」というその協定です。合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中、という、その協定は……
○ 井川政府委員 これは施設、区域を提供する取りきめでございます。そのあとの適用があるこの協定、というのはこの地位協定でございます。
○ 協働分科員 それでは、当該施設及び区域に関する協定中、の協定は、別の取りきめという意味ですか。この地位協定の協定をさしているのじゃないという説明ですね。
○ 井川政府委員 初めの協定はそうではございませぬ。二つございませぬ協定のうちの前の「当該施設及び区域に関する協定」というのは、地位協定の協定はございませぬ。
○ 井川政府委員 また長くなりませぬけれども、第二系の(四)の「合衆国は、相互協力……の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は」の協定でございます。

○ 協働分科員 私が言ったほうがわかりやすいですね。この地位協定でなくて、別に二(四)であるときは協定が要る、こういうことですね。
○ 井川政府委員 いや、これは二(四)であっても、二(四)であっても普通のものございませぬ。二(四)の施設及び区域に関する協定は、第二十五系に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならぬ、という、個々の施設及び区域を通じての協定でございます。したがって、これは二(四)に限るわけはございませぬ。
○ 協働分科員 私は二(四)に聞いていませぬ。それじや別のほうから入ってございませぬ。二(四)が適用される米軍基地はどこで、どういう条件か、御説明願いたい。
○ 島田(豊)政府委員 いま二(四)で提供いたしております施設は、大きいものは東富士演習場でございます。本土にありますが、それ以外に長坂小銃射撃場がございます。それ以外に非常に小さいものとしてキャンプ王子のヘリポート、磯貴島通信所、南島島の通信所、それから神戸にありまして神戸港津ビルというものがございませぬ。したがって六カ所が二(四)でございます。
○ 協働分科員 それらは二(四)によって使用するということが合同委員会でできると取りきめられ、何か合意書なり協定になっておるわけですか。
○ 島田(豊)政府委員 それは合同委員会が合意した議事録に残っているわけですね。要するに合同委員会が合意する、合意議事録という形で残ります。それが二(四)でございます。
○ 島田(豊)政府委員 合同委員会の場合に議事録を残します。それは二(四)でございます。
○ 協働分科員 そうすると、日本の民間空港なりあるいは自衛隊基地を二(四)で期限を限ることなく再使用がございませぬか。

○ 井川政府委員 これは先ほど読み上げましたように、合衆国軍隊が一定の期間を限って使用する施設及び区域に関する協定、そういうものを二(四)というのでございませぬ。
○ 協働分科員 そのとおりでありまして、二(四)で米軍が再使用する際には、あらかじめ期限を限らなくてはなりません。そこでそういう期限をあらかじめ合同委員会が合意することなく、反復使用、断続使用、これが二(四)でございますか。私がいまお伺いしているのは、米軍の再使用の場合ですね。米軍基地が自衛隊に返される、民間空港に返される。その際、米軍が再使用する際のことを言っているのです。もう一度言います。反復使用、断続使用が二(四)でございますか。
○ 中台根國務大臣 二(四)の解釈の説明を私が前
○ 協働分科員 期限を切って断続使用あるいは反復使用する、具体的には、どういうやり方ですか。
○ 中台根國務大臣 たとえばある滑走路を自衛隊がずっと使っておるときに、一カ月間わたって米軍が借りたい、使いたい、共同使用したい。それでそのまゝ一カ月間使った。その後二カ月使わなくなった。また通知があつて借りたい。そういうような場合は該当するのではないかと、私は想像しております。
○ 協働分科員 失礼ですが、長官は昨年はそのような解釈では最初なかつたわけですね。そうして愛知外務大臣と見解がちよつと違つたんだから、だんだんおかしくなつてきたと私は思うのです。それは非常に無理な解釈なんで、長官は心の中ではそう思つていらつしやらないと思つております。
○ 中台根國務大臣 いや、初めから思つておりました。
○ 協働分科員 それではなお進めていきます。外務省もそのような見解ですか。
○ 室川説明員 これは具体的な例で示したほうがよろしいかと思ひますが、先ほど施設長官があげられました六つの二(四)に基づく施設

(植 - V - 連野)

(質問者)

()

昭和46年 月 日

衆議院 · 本会議 · 外務 · 内閣

参議院 · 予算委員会 · 沖特 ·

(質問者)

()

昭和46年 月 日

衆議院 · 本会議 · 外務 · 内閣

参議院 · 予算委員会 · 沖特 ·

(用紙)

批一長

官房総務参事官
官房書記官
首席事務官
国会

414

総広第1054号

昭和46年9月13日

推
進
中
心
の
旨
を
示
す

権
限
付
与

関係各省庁主務課長 殿

内閣総理大臣官房広報室長



昭和46年度国政に関する公聴会における
答弁資料作成打合せ会議について

標記について、下記により各省庁主務課長会議を開催いたします
ので、ご出席くださるようお願いいたします。

記

- 1. 日 時 昭和46年9月21日(火)
午後2時30分～4時30分
- 2. 場 所 総理府特別会議室(3階)
- 3. 議 題 答弁資料の作成について

Handwritten signature

○ (沖繩県、三才、公社職員) 沖繩問題について

一 沖繩は、戦後米軍統治下にあつたため、県民生活の基盤をなす基本的施設等(貯水施設、配電施設、道路、土地改良、流通機構等)の整備が本土に比べて著しく遅れている。この遅れを取戻し、社会資本の充実を図ることが沖繩県づくりの根本問題であり、また第一歩であるべきであると考え。政府が、国の責任においてこれら基本的諸施設等の整備を早急に実施することを要望する。

二 国際通貨問題を一番切実に受とめているのは沖繩である。いかなる事態となろうとも、一ドル三六〇円で交換することを確約願いたい。

○ (沖繩県、四才、商店主) 沖繩問題について

沖繩には、龐大な米軍基地があり、これが多数の軍用地地主の財産権や生活権を侵害するとともに、県民一般にも多大の悪影響を及ぼしている。この現状を開するため、政府に対し次の事項を要望する。

- (一) 本土復帰後は、軍用地の不当に低い賃料を適正妥当な額に改めること。(総額二一五億八千万円 三・三平米当り三七七円三五銭を要求)
- (二) 沖繩返還協定で放棄した対米請求権に関する諸補償については、速かに県民の納得する適正補償措置を講ずること。
- (三) 地域開発の支障となつている軍用地については、速かに解放するとともに復元補償措置を講ずること。
- (四) 第二次大戦中旧日本軍により国有地にされている土地については、早急に元所有者に所有権を返還すること。
- (五) 戦後の土地調査のまずさから公簿、公図もれの土地や非細分土地が存在しているため、早急に再調査、測量を実施して所有区分の明確化を図ること。
- (六) 基地公害に対する防止策と補償措置を講ずること。

秘
謀 期 限

(別 紙)

沖縄返還協定に関する野党
等の批判(要点)

46.9.17
外 務 省

最近野党各党等が沖縄に議員団等を派遣し、その調査報告等を通じ返還協定に関する批判を行なっているところ、これら批判の項目を挙げれば下記のとおり。

参考調査報告等

- 共産党調査報告 : 1971年5月
- 民社党調査報告 : 1971年8月
- 公明党調査報告 : 1971年9月
- 社会党調査報告 : 現在作成中の由
(とりあえず9月10日付社会新報の主張を参考とする)

以上の他に、6月19日付けの返還協定に対する日弁連の要請書がある。

記

1 核問題

知花・辺野古の各弾薬庫に核が存在することは疑いないとされている。協定は核抜きを明確にしていない。核撤去については確認が必要である。(以上各党)核輸送に際しては高性能起爆薬が容易に爆発する危険があり、公明党が入手した米側資料(米空軍司令本部・テキサス州ランドルフ空軍基地発行)にはこの危険がくわしく記述されており、核移送に際しては莫大な数の住民が危険にさらされる。(公明党)

2 基地問題、ABOリスト

- (1) 娯楽施設(ビーチ、ゴルフ場等)が施設・区域として提供されることの問題(公明、共産党)
- (2) 返還面積が少なすぎる。(公明党等)那覇空港返還といつても実体は滑走路のみ空港の大部分は米軍基地となる。(民社党)

- (3) AリストからOリストに移すべきものとしては旧メースB基地、旧ナイキ・ホーク基地がある。(公明党)
- (4) 軍用地(布令20号)以外のもがII4回で提供されることの問題(いわゆる一時使用地問題)(社会、公明、民社党)自衛隊基地の先取り論(社会党)
- (5) B表は米軍基地の自衛隊による肩代りを示すものである。(公明党)
- (6) O表は水増しのため憲兵隊支署等アパートの一室まで解放基地として掲げているがこれは欺瞞である。(公明、民社党)
- (7) 千島の施設・区域としての提供は基地の拡大である。(民社党)
- (8) A、B、Oリストは改訂交渉すべきである。(民社党等)

(9) 極東放送の活動の存続を認めたことの問題。「財団法人極東放送」とは何か。第7心理作戦部隊との関係(社会、共産党)

(10) VOAの早期撤去(民社党)

3 請求権問題

国民の同意もなく国がその請求権を放棄できるかについては法律上疑義あり。今後の国内措置においてこれらの請求権につきいわゆる「見舞金」等により糊塗することなく、これを「権利」として認めて正当な補償をすべきである。(日弁連)

4 裁判問題

復帰後再裁判の機会を与えるよう特別措置をすべきである。(日弁連)

5 「共同声明の基礎の上に」

共同声明第4項(朝鮮、台湾、ヴィエトナム条項)を媒介として安保条約と米韓、米台、米比、アンザ

スとの結合を条約上明文化したものと解されるおそ
れあり。(日弁連)

沖縄返還問題の論点

内調資料

目次

はじめに

一 安保変質論	1
二 核かくし論	3
三 米軍基地の現状固定化方式論	7
四 VOA・特殊部隊存続反対論	9
五 平和条約第三条否認論	13
六 対米請求権放棄反対論	15
七 自衛隊配備反対論	19
八 返還協定再検討論	24
九 沖縄復帰対策要綱の諸問題	26
十 米国ドル防衛政策との関連問題	30

は　じ　め　に

沖縄返還協定は、いよいよ国会における批准の秋を迎えようとしている。去る六月の協定調印によって、かつて戦争で失われた領土が、平和裡に返還されるといふ史上類い稀な事例が明文化されたが、それを名実ともに現実のものとするためにも、国会における円滑な批准が求められ、七二年における早期返還の実現が期待されているのである。

しかし、この返還協定をめぐって、本土においても現地においても、反対運動が活発である。また、あいつぐ「ニクソン・ショック」も、情勢を流動化させ、緊迫を高めている。マスコミにおいても、返還協定の成立を祝福するよりも、問題点を数え上げて、不満を表明するものが少なくない有様である。

以上のような事情を考慮し本稿では、沖縄問題について新聞・放送・雑誌などにとりあげられている問題点をとり出し、項目別に整理し、若干のコメントをつけてみた。

一、安　保　変　質　論

沖縄協定が結ばれても、沖縄基地の「自由使用」には変わりなく、このため安保条約の「事前協議（第六条の実施に関する交換公文）」制度が従来の「拒否権」的性格から「許諾権」に「変質」し、逆に「本土の沖縄化」がもたらされるとする主張である。

たしかに、沖縄返還交渉の初期には、米側が沖縄基地の「自由使用」を強く望み、基地の「自由使用」を認められないなら施政権を返すことはできないと主張した時期もあった。しかし、これに対し、佐藤・ニクソン会談（六九年十一月）に望む日本側の態度は、法的な「本土なみ」であり、安保条約における「事前協議」の沖縄における完全適用を求めたものであった。そして佐藤・ニクソン共同声明（六九年十一月二十一日）では、その第七項において「施政権返還にあたっては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一致をみた」のであり、沖縄返還協定では、第二条、第三条で、同様な原則が規定されている。

したがって、返還後は沖縄にある米軍基地の「自由使用」はありえないのであり、その運営はすべて安保条約とこれに関連した法体制下に処理されることになったのである。日米交渉の初期に問題になった「自由使用」か「本土なみ」かといった問題は、すでに解決

ずみとなっているのであり、日本側の主張が全面的に入れられていることを忘れてはならない。

▽ 日米安保条約の重大な条約的改悪を沖縄返還協定によって強行しようとするもの（「沖縄返還協定交渉の全容」『赤旗』4・24）

▽ 日米共同声明の字句及び内容を佐藤内閣は沖縄返還協定前文に再度盛り込み確認しようとしている。これは……沖縄を含む日本全土にかかわる安保条約の実質改悪にほかならない（「沖縄返還協定の危険な内容に反対する」『月刊社会党』46・6）

▽ 要するに「沖縄協定」第三条の条項で「移つき・自由使用」は完全に保障されます。この条項によって地位協定が拡大解釈され、それによって安保条約が「核安保」に事実上改定・改悪されるのです（「沖縄協定の問題点」『沖縄事情』46・7・15）

▽ 政府は、施政権返還後も米軍が基地を継続できるよう「暫定措置法案」を提出（朝日報道8・16）したが、この法案は「本土なみ返還」の趣旨に明らかに反する。また、現地は強制使用の期間が五年間ときわめて長くなる。（日経報道8・20）

▽ 政府は、自衛隊の肩代わりには、本土なみだからと高言し、その一方で本土にはないVOA、特殊部隊の存続については口をにごしている。こうした都合主義の本土並み論を認めるとすれば、それは文字通り本土の沖縄化に結びつき、安保の変質・軍事大国

への道を早める結果になる（喜屋武真栄 読売6・18）

二 核かくし論

返還協定が「核ぬき本土なみ」返還をうたいながら、実質は「核ぬき」を確認できず、「核かくし」だとする批判である。

沖縄における「核」が果たして本当になくなるかどうかという論議は、核戦略における核の所在の秘匿による、抑止効果の持続といった複雑でわかりにくい議論がからむために、ともすると「核かくし」論に有利な状況をもたらしがちである。

米国は沖縄のような第一線基地に「核」をおく必要が軍事的に減少したことから「核ぬき」を認めたが、しかし、抑止戦略の原則から、それを公表することはしないという政策をすてていない。「核」は撤去されていても、それをあえて公表せず、あるとも、ないと

もわからない態度をとることで、「核の」抑止効果」を利かせようとしているのである。佐藤・三木共同声明第八項には「総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は

深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に関する米國政府の立場を害することなく、沖繩の返還を、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した」とある。米國は日本政府の政策に反じて沖繩に核を配置したり持ち込んだりはしないが、同時に、米國の核抑止政策を害しないようにしてほしいといっているのである。米國としては、日本の核持ち込み拒否に深い理解を示し、それに反しないように確約するが、そのため、この問題（核持ち込み）について事前協議する米國の権利まで放棄するのではないというのである。核は置かない、核持ち込みのための事前協議の権利まで放棄したのでは、米國の極東地域に対する核抑止力が失われるとみているのである。

少なくとも、日本側としても、日米安保条約によって、日本が米國の核の傘のなかにある以上、その核の傘の有効性を自らゼロにしてしまうようなことを明文化できるはずがない。結局、核についての事前協議の権利はこのままにするが、事実上核の持ち込みはしないというのが、前記共同声明の趣旨であった。

今回の返還協定では、その第七条で「共同声明第八項にいう日本國政府の政策に背馳しないよう実施すること」のため、第六条による資産などの引き継ぎおよび復帰後の雇用分野等での余分の費用分担とともに、日本側がアメリカに三億二千万ドルを支払うと規定している。いわば、核ぬきのため必要な経費を支払うという形式で間接的に、核ぬきを

証明している。

勿論、これでも、なお疑惑をもって、核がくじ、だという主張は成り立つであろう。しかし、もともと米國大統領と日本國首相の約束を、信用できない人々にとっては、返還協定はおろか、あらゆる国際的約束事は信用できないであろうし、そうした不信の存するところ、いかなる手段も、その疑惑を打ち消すことは困難である。ただ、時間の経過のみが、また歴史の推移のみが、そうした疑惑の感を自ら解決するであろう。

▽ 沖繩返還協定交渉を通じて、沖繩から核兵器が撤去されるどころか、現にある核基地は国民の目から隠されたまま温存され、かえって日本全土への有事核持ちこみを合理化する策動がすすんでいる。（前掲「沖繩返還協定交渉の全容」）

▽ 佐藤内閣は復帰後、沖繩に「一切の核兵器も存在しない」と言っているが、核兵器の存在がマクマホン法によりアメリカの國家機密である以上、アメリカの言うなりの佐藤内閣の言明は信用が出来ない。（前掲「沖繩返還協定の危険な内容に反対する」）

▽ 核ぬきについては、おおもに実態よりも表現に関して日米兩國政府の思惑が働いたように思う。撤去に合意したのなら、そう明記すればよいのである。しかも、事前協議の拡大が心配されるとあっては、これが納得のいく妥結だといふことはどうもできない。（「沖繩協定を憂う」『琉球新報』社説6・11）

▽ 返還時において核がなくなることは一応はつきりしているが、本当に撤去されたかどうかは点検できない。問題は共同声明の第八項の中に事前協議制に関して「米政府の立場を害することなく」という文句が入っていて、有事核持込み、再持込みの可能性が残され、その時に日本政府は共同声明のタテマエからそれを簡単に断われない（木谷忠 NBT 6・17）

▽ 原水協が沖繩の核兵器について独自の調査をした結果を発表した（6・12）が、われわれの推定では、その数は千発以下とみている。アメリカはすでに七〇年代の核戦略というものを決めており、東南アジアの戦争の核抑止力としての沖繩の核は、そう簡単に撤去することはないと思う（小山内宏 TBS ラジオ 6・24、中日報道 6・24）

▽ 沖繩よりの……核兵器撤去について直接的、明示的協定文化しえない積極的理由が納得的に示されないかぎり……協定第七条の間接的「核ぬき」表現は「核かくし」の疑念をはらすことはできない（安良城盛昭・東大助教、「返還協定に内在するもの」『エコノミスト』6・29）

▽ 「沖繩協定」第三条は地位協定を拡大することによって、また、第七条は「共同声明」第八項を引用することによって、「核つき」を認めている（前掲「沖繩協定の問題点」）

三 米軍基地の現状固定化方式論

「本土なみ」でなく「現状固定化」が図られているという批判である。勿論、現軍用地面積（三五三平方キロ）のほぼ七分の一にすぎない約五〇平方キロの返還が、必ずしも満足のゆくものではないかもしれない。しかし、それをもって「現状固定方式のおしつけ」「本土なみではない」などと非難されるいわれはない。もともと「本土なみ」とは、米国の施政権下より祖国の施政下に復帰し、日米安保条約の適用をうけた本土の米軍施設・区域と同様の状況におかれることを意味するものである。この意味から、返還協定によって完全に本土なみが達成されたのであり、とくに地位協定第二条第8項の適用によって、沖繩米軍施設区域が「この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも日本国に返還しなければならない」と、基地縮小を義務づけ、それを法的軌道に乗せたことは、今後大きな意味をもってくる。かつてサンフランシスコ平和条約の発効当時、在日米軍基地は、占領下とほとんど変わらなかつたが、それが数年ならずして半減したことは、沖繩米軍施設区域の将来をも予測させるものがある。

▽ 返還される基地は、きわめてわずかである。また撤去のスケジュールも明らかにされ

なかった。これは、日米両政府が返還後も「基地の中の沖縄」としての軍事的価値を維持し、さらに半永久的にこれを固定化しようとするものである。（「野党の追及点」

『読売』6・18）

▽ 政府のいう「本土並み」を実現するためには、基地の密度および機能を本土並みに縮小、削減するべきである。（社、公、民、同前）

▽ 沖縄基地の存在はアジアの平和をおびやかすものであり、全面撤去を要求する。また民有地を強制的に借り上げようとする特別立法を許さない（共、同前）

▽ 沖縄の膨大な米軍基地をほとんどまるごと固定化する「継続使用方式」が、協定の施設・区域の提供の項に実質的にもりこまれようとしている（前掲「沖縄返還協定交渉の全容」）

▽ 「日米安保条約及び関連取り決めが変更なく沖縄に適用される」ことを唯一の理由に沖縄の米軍基地の機能及び態様も存続し、米軍の自由使用をはかろうとしている（前掲「沖縄返還協定の危険な内容に反対する」）

▽ 百二十ある沖縄の米軍基地のうち、施政権返還時に返還の見通じのある基地はほとんど皆無（同前「沖縄返還協定交渉の全容」）

▽ 基地の規模縮小は悲観的であり……：そうした沖縄返還が「本土なみ」とは程遠いもの

であり、本土・沖縄の期待にそうものでないことは、いうまでもない（『朝日』社説4・25）。

▽ 「返還協定に基づく基地の提供・縮小リストA表の中に、現在基地でない土地七カ所が訓練場として含まれている。このうち五カ所はすでに民有地に戻っている」（中日報道7・31、田英夫 週刊ポスト8・13「国会からの証言」）。これらの訓練場は「米軍基地の拡大だけでなく、返還に備えた自衛隊基地の先取り」（中日）ではないか。

四 VOA・特殊部隊存続反対論

返還協定によってVOAの暫定的存続が認められたことに対する反対論。また、陸軍混成サーピス・グループ、SR71戦略偵察機、陸軍情報学校、第七心理作戦部隊、第三海兵師団水陸両用部隊などの特殊部隊は、その作戦行動範囲、攻撃的侵略的機能などからみて、本土米軍とは異質であり、また安保の範囲から逸脱していることは明白だという反対論である。

しかし、VOA放送施設は、英国（ウィリアムソン）、西独（ミュンヘン）、セイロン

(マニラ)、フィリピン(マニラ)など世界一七カ所があり、もともとも謀略放送施設ならば、セイロンのように親共産圏の国が、それを認めるはずがないともいわれている。また、もし政治宣伝がおこなわれているとしても、現に中共や北朝鮮、ソビエトが、北京放送、平壤放送、モスクワ放送で猛烈な政治宣伝をうづけており、一方、これに対して自由諸国が中共の国連加盟を、主として閉鎖社会に孤立している中共を国際場裡にひき出し、世界の大勢にふれさせて軟化させることをめざしてつづけていることを認める限り、自由世界の声を中共内部に送りこむ施設を拒否する理由は成立たないであろう。

ただ、国内の電波法に抵触する問題は重要である。しかし、これとても、沖縄復帰にあたって法制的に多くの暫定措置がとられ、沖縄現地の復帰「ショック」の緩和が図られている以上、そのなかに含めて差支えないものといえよう。ことにV O A施設のある国頭村の地元では、住民の大多数が存続を希望しており、その撤去による経済的打撃を心配していることも、暫定存続の理由となる。V O Aが存続するかぎり、復帰を拒否するというのなら別であるが、大局的合意をめざす交渉のなかでの条件であったことを見失ってはならないのである。

特殊部隊についても、そのあげられているなか、第七心理戦部隊のように本土にも同様の部隊が存在するものもあり、陸軍情報学校のように廃止されるものもある。しかし、

少なくとも、これら部隊が、返還協定によって、「本土なみ」の性格に規定され、事前協議の適用をうけるということは、前項で述べた通りである。また、本来、軍隊・武器の性格は、その用法によって、侵略的にも、平和的にも規定しうるものである。現に「米本土なみ」といえる在沖米軍は、復帰によって、日米安保条約下の在日米軍となるのであり、その行動は、おのずから限定されることを忘れてはなるまい。

▽ 政府は、アメリカが国務省の対外反共宣伝放送の機関であるV O Aの放送施設を、アメリカ側の要求にしたがって施政権返還後も存続させる画策をおこなっている(前掲「沖縄返還協定交渉の全容」)。

▽ V O A放送はこれまでその大出力により県民に大きな被害を与えてきた。こうした措置はアジアの緊張を激化させるだけであり、本土電波法によって全面撤去をはかるべきである(前掲「沖縄返還協定交渉の危険な内容に反対する」)。

▽ 第八条ではV O Aの存続を認めています。これがすでに本土なみではない。日本には国内法の電波法という法律で、外国政府が日本国内で放送局をもったり、放送を行なうことを禁じています。そうすると、この第八条は日本政府自身が国の法律を犯すことになるばかりが、沖縄を特別な地域と決めてしまうことになるという重大な条項です。そして、沖縄を「本土なみ」にはしない、という明確な表明といえましょう。(小山内

宏・軍事評論家「沖繩は誰の手にもどるのか」『時代』46(8)。

▽ 沖繩にあるV.O.A放送局の存置問題は、返還交渉の場で、依然対立点のひとつになっているようだ。施政権の返還が、国内法の完全適用を大前提にしていることは、あらためてことわるまでもない。にもかかわらず、これがいまさら問題となること自体、不可解なことだ。しかも、V.O.Aの存置が、中国との関係をますますむずかしくする要素になる点も、わたしたちは警戒しなければならぬ。こんごの返還協定交渉に、断固たる姿勢でのぞむことを、ここでつよく訴える(『V.O.A交渉を懸念』『沖繩タイムズ』社説4・4)。

▽ V.O.A放送の存続は、予報された通りになった。しかし、V.O.A問題はひとり放送施設の存置にとどまらない。V.O.A存置のためには電波法を改正することになるが、国内法を改正してまで米軍軍事機能を存置するという方針が実は他の分野にも及んでいる点が重要である(『沖繩協定を憂う』『琉球新報』社説6・11)。

▽ 特殊部隊の存置は安保の変質、本土の沖繩化を意味し、アジアの緊張を強める以外の何ものでもない。即時全面撤去を強く要求する(社、公、民、共)。

五 平和条約第三条否認論

沖繩返還の方式そのものに対して、それがサンフランシスコ平和条約第三条を肯定するものだから反対するという主張である。

この平和条約第三条「否認」論は、米国の沖繩統治を「不法」なものとして非難する立場である。しかし、問題は、そうした「サンフランシスコ条約」否認の立場で、果して沖繩が返還されたかということにある。

もともと、沖繩問題は、平和条約第三条からはじまったものではなく、第二次大戦の沖繩戦と日本の敗北からはじまっている問題である。サンフランシスコ体制もまた、日本の敗戦の結果もたらされたものである。このサンフランシスコ体制を不当「不法」なものとする「反米」的立場で対米交渉して、果して米側が沖繩施政権の全面返還を承知したかどうかということがある。戦争という、きびしい国家間の闘争の結果、占領され、施政権下におかれた沖繩を、不当「不法」と非難しつつ「奪還」を図ることが、当然の権利としてこれを保持している側からの、力による対応をよびおすことも当然であろう。もしも、こうした「奪還」闘争がつけられるならば、米国は沖繩の施政権を手放すどころか、むしろ、そうした反米的日本を監視する基地として沖繩を再評価することになったであろう。

なによりも、考えねばならないのは、沖縄返還が日米友好関係のうえにのみ実現されたという教訓である。平和条約第三条が「フィクション」だから帰すのがあたりまえだといった反米闘争の立場では、けっして返還されなかつたということである。かつて、沖縄を本土からひきはなしたサンフランシスコ平和条約にもとづく、本土の繁栄と対米友好関係の発展こそが、沖縄を本土に復帰せしめたものであることを忘れてはならないであろう。

▽ 国際法の諸原則を完全にふみにじったサンフランシスコ平和条約第三条……にあらわれていたような日本の対米従属関係を形こそ変われ維持することが前提とされている（前掲「沖縄返還協定交渉の全容」）

▽ 「施政権」返還については賛成です。もちろん賛成の立場そのものは日米支配層とは決定的にちがいます。サンフランシスコ平和条約第三条を合法的なものとして……容認し、それをひきつぐ立場からの返還なのか、第三条を不法を廃棄すべきものとみる。すなわちアメリカの不当・不法な軍事占領であったとする立場からの返還なのかという点では決定的な違いが生まれます（上田耕一郎・シンポジウム「沖縄問題にイデオロギイ闘争」『前衛』46・7）

▽ たしかに沖縄の施政権は、米国から日本政府に移行する。だが、それは沖縄県民が求めつづけた「平和条約第三条撤廃」という根源的、かつ質的なものではなく、「三条機

能が形をかえて日本政府に引き継がれるだけである（川崎寛治「沖縄返還の虚像と実像」『月刊社会党』46・6）

▽ 平和条約第三条はフィクションであり……返還を当然のこととして要求するのがスジ（寺沢一・東大教授、共同討議「沖縄調印後を探る」『読書』6・19）

六 対米請求権放棄反対論

アメリカの補償義務の所在を否定する対米請求権放棄は沖縄問題処理の基本方針に反するという批判である。この対米請求権の主張はサンフランシスコ平和条約否定が基調にある。

もともとサンフランシスコ平和条約第十九条(a)において「日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、また、サンフランシスコ平和条約発効前に生じた損害についても請求権を放棄している。少なくとも、日本政府が、この対日平和条約遵守の立場から、対米交渉する限り、対米請求権を主張することは法的に出来ないの

である。また、敗戦国が戦勝国との間で結ばれた条約で、その占領地における住民の財産を保証することが、果して可能だったか否かについて、いまさら論ずることはあまり意味あることはいえないであろう。

しかし、日本政府としては、沖縄住民の有形無形の損害について、それを償うべく全力をつくすことは出来るのであり、また米側に對し、請求権がなくても、「見舞金」といった形で、それを補償することを求めることは可能である。事実、そうした努力はつづけられたのであり、返還協定第四条3へ土地の原状回復のための自発的支払などにながされてきている。勿論、沖縄住民の戦中戦後の労苦にいかんにか報いるかという問題は、請求権の有無にかかわらず、本土政府の問題であり、政府は今後の沖縄の発展にあくまでとりくむべき決意を新にしているのである。

一方、こうした「対米請求権放棄反対」論と関連して、米國資産の「有償」引継ぎに對する反対論も強い。それは、統治責任者としての米國の当然の統治費であり、その多くは沖縄住民多年の努力によって増殖されたもので返済義務はない、まして、三億二千万ドルは多すぎるものである。

しかし、電力や水道など住民生活に不可欠の施設を、正当に評価して買取することは、少なくとも、住民の利益に反することではない。また、本土国民も、こうした支出を、むし

る「経済大國」といわれる日本の当然の責務とみるであろう。本土は、たとえ多くの対価を支払っても、一日も早く、沖縄が本土に還ることを求めているのである。

▽ 政府は平和条約十九条A項をタテに、正当な権利である対米請求権を放棄したが、本土から分離されていた沖縄には同項の効力が及ばないと解するのが当然であり、政府が対米請求権を放棄する権限はない（社会党「野党の追求め点」『読売』6・18）

▽ 復元補償をはじめ、県民の人的物的損害に對する正当な要求が十分に補償されていない（公明党、同前）

▽ 米軍用地の復元補償程度では県民の利益を守ることが不可能である。ほかの被害は政府が補償すべきだ（民社党、同前）

▽ 県民が米軍の占領によって受けた一切の被害、不利益について、米政府に完全賠償を義務づけるべきだ（共産党、同前）

▽ 三億二千万ドルの有償引き継ぎは、あまりに一方的な理由のない譲歩である。米國資産は、すべて日本側に無償で引き渡されるべきである（社、民、共、同前）

▽ 政府が有償で、しかも巨費で買い取るうとしている中には、無償で移管されるべきものも多く含まれており、納得できない（公、同前）

▽ 対米請求権の放棄はわれわれには深い関心のまどであった。日本外交当局は権利は放

棄しても、見舞金などの措置をできれば米側に与らせるよう折衝することが外交努力の目標となった。そして、その目標だけをとりまれば、それなりに成功したといえる。しかし、われわれとしてはやはり、一方で三億二千万ぶともいわれる米資産の買いどりをしながら一方では恩恵的な見舞金の形で処理することになったことについて、金額の多少よりも沖繩問題処理の基本方針に誤りを認めないわけにはいかない（「沖繩を憂う」『琉球新報』社説6・11）

▽ もちろん、沖繩の請求権問題は講和条約をめぐる対米関係や、あるいは国内法のとりあつかいなどから安易に措置できず困難な点も、あるにはあるだろう。しかし、だからといって、沖繩の主張を軽く扱ってならないはずである。なんとかしてあげる—というような説得のしかたで、補償義務の所在を、明確にしないまま返還協定ができあがる公算が、いまのところ大きい。この点、徹底的に追及するようにしなければならぬと思う（「請求権の確保が第一」『沖繩タイムス』社説5・1）

▽ 請求権問題にしても、放棄する、しないは本来「被害者」である沖繩県民が決めるものであり、およそスジの通らない論理には徹底的に対決する。米資産の買い取りも大きな問題だ（喜屋武真栄 読売6・18）

▽ 米資産などへ三億二千万が支出は、算出の根拠が不明（西日本社説6・18）

七 自衛隊配備反対論

米軍の「肩代わり」として配備される自衛隊に反対する論評であり、沖繩革新勢力は本土革新勢力とともに反対闘争を強めている。しかし、自衛隊の沖繩派遣は米軍の「肩代わり」としておこなわれるものではない。沖繩の施政権返還によって、沖繩が日米安保条約の適用をうける以上、条約第三条に規定された「効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を……維持し発展させる」義務を、日本は当然負うことになり、沖繩の防衛についても、自らその第一義的責任を果たすべく努力するのである。

自衛隊の沖繩派遣は、米軍が撤退する穴うめ自衛隊がゆくといった「肩代わり」ではなく、安保条約にもとづく当然の義務としておこなわれるのであり、文字通り沖繩を「本土なみ」にするものである。

勿論、第二次大戦における沖繩の悲痛な体験が、自衛隊を旧帝国陸海軍の延長と誤解し、それを嫌悪する心情をもつことも、止むをえないものともみられるが、少なくともそこには、本土において自衛隊が二〇年にわたって営々と国民の中に築きあげた伝統に対する無知があることも否定しえないであろう。自衛隊は、おそらく、こうした住民の誤解をどく

ために、黙々と努力するであろう。本土でも、かつて税金泥棒とよばれた自衛隊が、国民の中に定着するまでには、十年の歳月を要したのである。

▽ 自衛隊の沖縄配備は、沖縄という新しい県に自衛隊が配備されるという単純な問題ではありません。それは自衛隊の性格を変える問題であり、日米共同作戦を現実のものとする道をひらくことです。そして自衛隊の沖縄配備は、自衛隊の核装備と自衛隊がアジア諸国とくに朝鮮にたいする侵略軍として決定的な第一歩をふみだすことになり、またかつて自衛隊の沖縄配備は、「沖縄協定」によっていままでの安保条約が「核安保」になるとともに、また「アジア安保」になることを早くも事実によって裏づけるものになります（前掲「沖縄協定の問題点」）。

▽ 米軍が速くは去ったにしても、自衛隊が米軍の肩代りとして乗り込み、太平洋のなめ石としての役割りを今後も続けることになれば、平和な島は夢にすぎなくなる（『琉球新報』社説4・25）。

▽ 米軍基地の縮小云々が、実は自衛隊の肩代わりというプロセスを経て、軍国主義化の道を歩もうとしているなら、これは沖縄住民にとって、一大脅威でなければならぬ（『琉球新報』社説4・25）。

▽ まだもって発見される未知の壕の中の遺骨があるなかで自衛隊の姿をみると、多く

の住民が、やりきれない気持ちになるのは当然のことであろう（『琉球新報』社説6・28）。

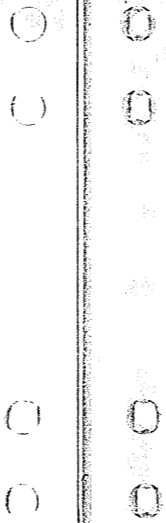
▽ パンザイの声、軍靴の足音再びという戦争の悲惨な体験に根ざした心情的なうけとめ方も、ある意味では尊い。しかし、こんなちの状況は、すでにこういう心情を完全に無視して築かれつつある。自衛隊配備と沖縄防衛の歴史はくり返すのだろうか（『沖縄タイムス』社説6・28）。

▽ 戦争によって祖国を奪われたわれわれ沖縄県民には、日本憲法の正しい理解のもとで、はつきりと戦争を否定するだけの発言権を持つべきである。憲法の再認識、そして憲法に違反する自衛隊への反対という大道を行政は歩むべきだろうか（『琉球新報』社説6・6）。

▽ 一番疑問に思うのは、「自衛隊」そのものについて、日本ではいっただい合憲という完全な解釈が成立しているのか、どうか、ということだ（『沖縄タイムス』社説7・18）。

▽ 自衛隊配置計画になぜ米の合意を求めねばならぬのか。計画内容が米軍の希望を優先させている点は重大問題だ。小さな島に余りに過大な防衛体制は米軍沖縄基地を守るためと受取られてもやむをえない。沖縄基地が米極東戦略上重視されている以上、自衛隊配置によってわが国が共産圏封じ込めの米戦略に直接かかちあいを持つことになるのは、火を見るよりも明らかだ（西日本社説6・21、道新社説7・2、加藤義憲 TBSラジ

- ▽ 沖縄防衛にこれだけの配備計画が必要なかどうか疑問をもつ。安保条約は第五条（日本防衛）から、第六条の「極東条項」に重心が移ったともいわれており、万が一紛争発生の場合、自衛隊が巻き込まれるかもしれないおそれのあることについて、深い憂いを禁じ得ない（東タイ社説 6・24）
- ▽ 自衛隊機と民間機との衝突事件は、「四次防計画や沖縄への自衛隊派遣計画などは凍結して、自衛隊の体質について、根本的な反省をすべき時期」（朝日社説 8・1）を教えたものと思う。「沖縄の革新と党や民主団体は、この事件をみて、今後の自衛隊配備反対闘争の教宣活動を強めたい」と一般の人たちもひとつとでない身近な問題としてい
- る」（読売今日の断面 8・1）。配備計画の再検討はどうか。
- ▽ 内海防衛次官名の「親書」が現地市町村に配られたが、反応は防衛庁の期待に反した。又吉豊見城村長の「返書」は、自衛隊配備反対への動きに活動を与え、（福木詮世界 9 月号）しだいに沖縄返還協定反対闘争の中心的な闘争になってきた（朝日報道 8・1）
- ▽ 世論調査（琉球新報 40・1）月および 41・6 月）によると、わずか八カ月のうちに、自衛隊駐留に反対するものは 31・0% から 47・4% に激増し、賛成するものは半減した。かりに、軍事スケジュール（配備計画）が強行され、増強されるとすれば、



- それは沖縄住民の間に、敵意、憎悪、不信を拡げることになり（福木詮 世界 9 月号、小山内宏 NHK 6・17、朝日標的 8・10）はしないか。
- ▽ 「アメリカはもとより、ソ連、中国、アジア諸国から返還後、日本が極東の安全保障をどう考えるか」（緒方彰 NHK テレビ 6・10）、いわゆる「自主防衛」が改めて問い直され」（サンケイ主張 6・18）ようとしている。
- ▽ 「豊見城村が、自衛隊配備に反対したところ、本土の右翼某団体より、自衛隊に反対するのは売国的行為であり、抹殺する用意あり」（毎日政界ミニ情報 7・20）との脅迫状が送られているという。
- ▽ この事実を知っているか、どう処置したか、今後の治安についての対策を問う。
- ▽ 自衛隊六千八百人の沖縄配備という事実が、専守防衛でもなんでもないといいかおそるべき米軍への肩代りだが、本土、沖縄双方の国民を驚倒させるはずである。六千八百人などと軽く考えてはならぬ。……人回百万の沖縄に六千八百といえは、一億の本土に六十八万人の自衛隊を配備するのに匹敵する（中野好夫「沖縄返還協定とその周辺」『世界』46・8）

八 返還協定再検討論

ニクソン訪中声明(7・15)以降、とくに問題化した議論であり、「米中接近」によって極東の緊張が緩和した以上沖縄基地の役割も減退したはずだから、こうした新情勢に立って、返還協定を再検討し、例えば「核ぬき」の明示、返還基地数の増大を求めようといった主張である。最近では、民社党も、これに同調する気配がある。

しかし、ニクソン訪中声明による「米中接近」の明確化といっても、これは、一昨年七月に遡る「ニクソン・ドクトリン」の具体化にすぎない。沖縄返還を確約した日米共同声明(六九年十一月)は、こうした「米中接近」を背景に進められていたのであり、こうした情勢の推移については織り込み済みであったのである。それゆえに、当初は危ぶまれていた「核ぬき」「本土なみ」返還が実現したのであり、また、米軍基地が当初は今ままであまり変わらないとしても、急速に返還される可能性を多分に残しているのである。

また、最近の「米中接近」の急転回からみても、従来さかんにいわれていた米軍沖縄基地の対中「封じこめ」機能とされていたものも、「米中緊張緩和をむしろ促進こそすれ、それを妨げるものではなかったことが明らかである。「核ぬき本土なみ」となった沖縄米軍基地に、中共が脅威を感じるいわれはない。

さらに、再交渉論の最大の問題点は、それを具体化することによって、従来の対米交渉を御破算とし、すでにほとんど確定している復帰の時期を無期延期することになる点である。

▽ 沖縄返還協定は日米信頼関係に基礎を置いたものであり、同時に過去の冷戦構造のわく組みの中で結ばれたものだ。今回、米国の対中国政策が日本の頭越しに大きく変換したのだから、返還協定は再検討すべきだ(橋崎弥之助・社会 衆院予算委7・20)

▽ 中国はいままで沖縄に非常に強力な対中国戦略基地があったのを、日本が止むをえず与えていたという取り方をしていたが、この協定によって日本が進んで与えたというとり方をはじめている。したがって中国に対する安全保障を軍事力のシーソー・ゲームで解決して行こうとするのは、前時代的な方法だ。(小山内宏 N E T 6・17)

▽ 現在、日中の国交あるいは米中の国交というものが最近急速にソフトなムードになってきております。その場合に沖縄がいままで通りアメリカの重要な軍事基地として……護持されているということは、中国との国交回復が大きな障害になってくる……この沖縄の軍備をこのさい縮小撤去してゆけば日中の問題および米中の緊張を緩和させるのに役立ち得るのではないだろうか。(久場政彦「脱軍事基地経済の条件」『世界』43・9)

九 沖繩復帰対策要綱の諸問題

沖繩の「復帰対策要綱」は、昨年十一月二十日に第一次、本年三月二十三日に第二次、九月三日に第三次が閣議決定されている。これは、長い間の異民族支配下に生じた、本土との政治的・経済的・文化的格差を是正して、一体化を実現し、本土への復帰を円滑ならしめるための措置である。

もとより、これだけで沖繩の復帰不安が解消されるなどとは考えられないが、沖繩関係予算の大幅な増額、各種長期計画や諸対策を具体化することによって、住民の不安軽減に努力しなければならぬ。

しかし、最近、沖繩開発の問題と関連して、従来、復帰協などが強調してきた本土の「県」にかえることに反対して、沖繩を特別な自治地域にすべきだとの要望がみられるようになっていることは注目に値しよう。これは、いわゆる「差別」なき沖繩の復帰という方向に対し、自ら沖繩に対する特別な扱いを要求するもので、沖繩革新勢力のかつての主張とは正反対の要望である。勿論、主張が変化することは許されるとしても、それが根本から変わるような主張には警戒が必要であり、その理由についての納得のゆく説明がなされないかぎり受け入れがたいからである。少なくとも「復帰対策要綱」は、沖繩の「差

別」なき本土との「一体化」をめざしており、そのための措置であるが、自ら「差別」を求め、主張とは、その発想の基盤を異にするものだからである。

▽ 沖繩開発庁の出先機関として那覇に沖繩総合事務局がおかれるが、その機能ははっきり示されていない。

税制面でも、本土法を適用すると関税負担がふえる生活必需物資や製造用輸入原料には「一定期間特別措置を講ずる」というだけだ。政府は、もっと具体的な対策を打出すべきである。

本土復帰が近づくにつれて、沖繩の天達の不安が強まっている。最も深刻なのは失業である。

物価が上がって生活が苦しくなる。とくに問題になるのがコメ、ランチョンミートなどの食品やタクシー料などだ。物価の上昇は、生活の負担を増やし、復帰後の不安をあおり、政府は復帰対策で、このショックをなるべく小さくし、混乱を最小限にとどめる方針をとるべきだ。

結核、精神衛生の全額公費負担のよう、本土よりも進んでいる制度は復帰後も残すことが望ましい。

七 米国内防衛政策と沖縄との関連問題

米国が八月十五日に発表した「ドル防衛政策」はとくに米ドルを日常の通貨としての沖縄住民に深刻な衝撃を与えた。将来円が切り上げられるような場合、「沖縄県富」の低下を招くとして問題視されているのである。

この問題は、その対策を明確にすることによって、投機・思惑買いなど、「不安」を激化することになりかねないという微妙な点を含んでいる。しかし、大多数の沖縄住民の利益を守るという観点から、解決を迫られている問題であり、究極的には、沖縄住民に迷惑をかけないという基本態度の明確化を必要とするであろう。

▽ 琉球大、琉球銀行の民間エコノミストは「円切上げの沖縄への影響と対策」を提言の形で屋良主席に提出、その中で「円切上げに包括的補償」を望む（朝日報道8・24）。

▽ 自民党議員の帰国報告によると、「沖縄返還は来年四月より一二月遅れる可能性がある。また日米経済関係は緊張しており、適切な措置をとらないと米上院の沖縄返還協定批准審議に悪影響を及ぼす」（サンケイ、中日報道8・8）と語っている。

こんどのアメリカのとつたドル防衛政策との関連はどうか。とくに返還期日への影響はどうか。

▽ 佐々木日銀総裁はかつて「沖縄返還を控えていることが円レートの変更をむずかしくしている重要な理由の一つになっている」（日経報道8・19）と語っているが、こんどの、アメリカのドル防衛政策との関連はどうか。

▽ 「沖縄現地では、復帰前に平価が変わると、沖縄の県富はその分だけ自動的に減少すると不安が広がっている」（前同）。政府は、「沖縄の県富を守るため、復帰前にせめて預金残高だけでも凍結して、円に切り換える特別措置をとる」（久場政彦・琉球大教授 日経8・19、朝日報道8・20）か、どうか。

▽ 山中・屋良会談で「復帰にともなう転廃業離職者は法律で救済する方法を考える」といふとに合意ができていく（朝日報道8・19）。ところで、「アメリカのドル防衛策による対米輸出の打撃から、本土からの沖縄への企業進出・民間投資の遅れなどの憂慮すべき新事態が考えられる」（新里次男・経営者協会専務理事 前同）

秘
無期限

沖縄国会対策関係打合せ
会議資料

4.6.9.22
外務省

1. 国会に提出する文書

- (1) 国会承認の対象として提出される文書は
琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定本文のみ
- (2) 上記以外の文書は参考として提出される。
- (1) 合意された議事録
- (2) ヴォイス・オブ・アメリカ中継局の運
営の継続に関する交換公文
- (3) 海没地の問題の解決に関する交換公文
- (4) 沖縄における施設及び区域に関する了
解覚書
- (5) 沖縄復帰後の日米民間航空運送業務に

関する了解覚書

- (1) 復帰後の沖縄における外国人及び外国企
業の取扱いに関する愛知外務大臣発マイヤ
ー駐日アメリカ合衆国大使あて書簡
- (3) 問題点
- (1) 「日本国による沖縄局地防衛責務の引受
けに関する取極（仮訳）を上記(2)に含める
かどうかの問題がある。
- (2) 米側では、上記(1)の文書も参考文書とし
て上院へ提出している。

2. 協定の趣旨説明を行なう場合の主要点

- (1) 返還協定の日米関係に占める意義
(「戦後」「異民族支配」の終了、日米友好関係の基盤強化)
- (2) 協定における「核抜き、本土並み」の原則貫徹
- (3) 協定及び関連事項の概略説明

3. 国会のための諸準備(野党の関心等)

野党の関心及び質問

- (1) 沖縄返還と米中関係(共同声明のいわゆる「中共条項」と米中関係等)
- (2) 協定「まやかし」論(「安保変質」、「核抜き不徹底」等)

核抜きについては、野党は点検を要求している。また撤去の際の安全確保について

種々技術的質問を準備している趣。いずれにせよ、なんらかの明確な論拠を示す要あり。

(3) 基地

野党は個々の施設・区域について詳細に調査を行なっており、種々質疑が予想される。またいわゆるSR-71等の「特殊部隊」についても質問が予想されるので、対処方調査中。

(4) 基地返還についての再交渉論

(5) その他

(請求権、VOA、財政条項等)

4. 沖縄返還協定に関する野党等の批判(要点)

(別紙)

秘密表示(朱印)
取扱注意

付属送付済
付属空便(行)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	3
付属	5		

発送日 昭和46年10月18日
 処理日
 発信タイプ 枚数

文書課長(播) 公 信 条 (分類)

公信番号 米川合 第 4449 号 発信日付 昭和 46 年 10 月 18 日

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	起案者 電話番号 Tux 2466
---	-------------------------------	----------------------

起案 昭和 46 年 10 月 18 日

協議先

受信者 花米 牛嶋 古休
在沖繩 高瀬 古休

発信者 福田 古休

写送付先 (希望発送日)
10月16日

件名 沖繩内題関係資料集送付

米川合 第 4449 号
昭和 46 年 10 月 18 日

在外公館長殿

外務大臣

(件名) 沖繩内題関係資料集送付

引用公・電信
日付・番号

今般長省に於いて、沖繩臨時行政
 用として、沖繩内題に關する資料
 を収録編集して、同資料2部
 を貴館(代表部)宛に寄附して、別添
 送付する。 右信送付先 米、沖繩

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

2

昭和46年9月

沖縄問題関係資料集 (第)

外務省

GA-6

外務省

目次

I 基本条約、法令等

- 1. 1971年12月平和条約 (1971.12.25)
- 2. 1972年5月講和合意 (1972.5.23)
 - 日、米、英、ソ、中代表の発言
- 3. 吉田総理の口説報告
- 4. カノ宣言
- 5. ホツダ宣言
- 6. 行政分離之書 (3件)
- 7. 沖和講和の原則
- 8. 大連政府の命令
- 9. 4年4月 - 大連政府の

GA-6

外務省

II 日米共同宣言

- 1. 協定委員会設置文書
- 2. 協定委員会機能拡大文書
- 3. 経済協定委員会設置文書
- 4. 原則と方針
- 5. 小笠原島嶼合意文書

III 日米首脳会共同声明等

- 1. 吉田・アベ・マッカーサー 共同声明
- 2. 岸・アベ・マッカーサー 共同声明
- 3. 藤山・トルソ 合意 新聞発表
- 4. 小坂・ハリス 共同新聞発表
- 5. 池田・トルソ 共同声明
- 6. 佐藤・トルソ 第1回共同声明
- 7. 佐藤・トルソ 第2回共同声明

4

IV 冲绳1. 行政の整理

(日本国存続後)

1. 日本国存続後、冲绳行政の整理

2. 日本国存続後、冲绳行政の整理

(日本国存続後)

3. 70年代

4. 半島行政の整理

5

V

V 行政の整理

1. 冲绳行政の整理

2. 行政の整理

~~2. 行政の整理~~

3. 行政の整理

4. 行政の整理

5. 行政の整理

6. 行政の整理

IV 参考資料

1.3 沖縄問題の経緯年表

1.4 協定交渉の経緯

1.5 和談交渉の経緯

1.6 協定交渉の共同声明

1. 大分佐藤上陸地帯の書簡

2. 沖縄返還交渉の経緯の書簡

7 (沖縄国会関係資料)

17 協議委員会、諮問委員会

及び準備委員会について

昭和46.10.29.

米北一
7月10日北野一博

1.1 沖縄に関する協議委員会

1) 委員会の設置

沖縄に関する協議委員会は、昭和39年(1964年)4月25日付の「琉球諸島に

関する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置し、南の交換公

文」に於いて設置された。
(同日東京)

(注) 本協議委員会は、当初「沖縄援助に関する協議委員会」と呼称されたが、

後述(3)の(4)に於いて機能拡大により、

○ 1964年4月25日付の「琉球諸島に関する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置し、南の交換公文」に於いて設置された。

1965年4月2日以降 現在、名称
「中領土南の協議委員会」と改め

られ、今日に至る。

(2) 委員会の構成

協議委員会は、日本政府を代表する
外務大臣(首席代表)及び経理府経済
長官、半島政府を代表する 韓日米國
大使の3人構成である。

(3) 委員会の機能

この委員会の交換公文に於いて、協議委員
会は「琉球諸島の経済開発並に
琉球諸島の住民の福祉の改善を
増進する為の経済及び技術援助

を供与するに必要の協力に資し
両政府の政策を調整する」と述べた。

(4) 1965年4月2日付交換公文に於いて、
協議委員会の機能は「琉球諸

島に与える経済援助に必要の資金を
同諸島の住民の生活を向上させる為

両国が協力するに必要の資金の提供
等について協議するに必要」と

述べられている。

(5) ~~同~~ 昨 1970年3月3日付交換公
文に於いて、1969年11月の日米共同声明

に於いて合意された経済援助及び
米国の移転と同協に於ける

に於ける、協議委員会が「経済

準備に付了全般の責任を負った
こと。その機能は拡大され、復帰

準備に付了日本両政府の基本的
政策を調整し、かつ、復帰準備の

ための原則及び指針を決定する
こととした。

(4) 活動状況

1964年4月25日の第1回会合以来
日本側は 20回 (第20回会合は1970
21 21 年)

年4月19日)開催されている。

その間同協議委員会が取り扱った

主要事項は次のとおり。

1) 在外沖縄住民に対する日本政府が第一義
的保護責任を負うこと (1966.5.9. #9回)

(1) 沖縄住民への証券、法政文書送達事務
を南支那送達事務所に移譲 (1966.5.9. #9回)

(2) 沖縄船舶の「臨時」標識等と運用の
に関する協議の同意 (1967.7.1. 印実施)

(1967.3.1. #12回)

(3) 沖縄住民の1)の参加に関する原則の
同意 (1968.10.9. #15回)

(4) 復帰準備及び準備委員会
の作業の進捗の原則及び指針を採択

(1970.4.21. #19回)

(三) 冒頭記載の交換文に於て同時に
設置の決定された 技術委員会に

日本政府、沖縄復帰の運営実施に伴
つて生じた問題に検討するに
必要

に設置され、^(長官) 高等学術官、(委員) 経済学
官、地理学、経済学、格別多し 日本政府取組

及び 琉球政府行政主席及びその代表者
、合計3名に構成されること。

(琉球府主席)

2. 琉球諸島高等学術官に付する諮問
委員会

1) 委員会設置

1967年11月15日 琉球と北佐藤・シヨ
ノ共同声明57項及び 1968年1月19

日付の「琉球諸島高等学術官に付する諮
問委員会」の組織及び経済の面より交換文

文」に於て、^(附籍) 1968年1月19日設置された。

(2) ^(委員会) 構成

委員会に3名の委員を構成し、日本
政府、米国防府及び琉球政府から、

委員会に4名1名の代表者を任命
した。^(委員)

(3) 委員会の [redacted] 目的、機能

1) 1967年11月15日の日米共同声明(抄)

経済成長と安定確保、その間、相互に
か一方に用後されるべき時とすに起る

心ある調整を最小限にするため、中絶の
(不況と否) 削減の日米在在の一休はを

通出、中絶(不況)の経済的及び社会的福祉
を促進する措置をとるべきことあり

此は善是の一取也。両者以ての目的
のため、即ち信頼列強等が解官

に於ては諸国委員会と設置すべきに留意
す。…… 二、委員会に於ては、中

絶と不況在在の間に残存する経済
的及び社会的階壁を除去する方向への

実質的の進展を是れとすに初告を
案出するに於て期す。

(4) 1968年1月19日付要約文(抄)

諸国委員会に於ては、信頼列強の施
政に於ては、互に促進と相互時、同様

の経済社会構造の日米在在の4者
の互に同等に経済的及び社会的準備を

行わすこと、並に、信頼列強の(経済的
経済的)の安定、保健、教育及び福祉

を促進すること、専ら各行政、地域内
の経済的及び社会的事項並に

国連委員に於ては、専ら各行政に於て
此等及び委員間に合意され初告を

行わすことあり。

3. 準備委員会

(1) 委員会の設置

1970年3月3日付の沖縄の復帰準備の由り交換文文に付同日設置(那覇)と述べた。

(2) 委員会の構成

委員会に本級級、日米の代表及び合衆国の代表として琉球協会代表

が参加し構成され琉球協会の代表が議長として琉球協会の代表が議長として

一時的に設けられた委員会に参加する。

(3) 委員会の任務

(1) 「原則及び指針」に従い、復帰準備の進捗状況とされるべき措置及び

その実施計画を決定すること。

(2) 以上の調査に必要に応じて調査研究を進行させる。

(3) 復帰準備の進捗状況及び必要に応じて両政府に必要の報告を作成すること。

委員会の進捗状況及び活動の進捗状況を両政府に随時報告すること。

これらの報告及び報告は、協賛委員会を通じて行われる。



(4) 活動状況

1) 準備委員会 1970年3月24日の第1回
 代表会議開催 (代表者以外(代理
 会議 並に 総務 ~~事務~~ (他位協定適用
 現地準備、及び 産業経済の4小委員会を
 設置し、後継準備の2つの現地協議を
 能率進めよう。

2) 当面の最大の課題は 良好な諸機能
 の移行にあり (合意達成あり)。良好
 諸機能の移行は 経済的二期而至
 3段階あり、第1段階 (協定署名迄)

今11月24 1970年11月9日の第7回代表
 会議に於いて 協定、11月19日の協議
 委員会は20回合同に於いて承認され、

その具体策 14項目は、国語省の経
 理研議、及び計量所を通じて 協定交渉

に於いて 協定と後述を要する。

秘
無期限

昭和四十六年十月

沖縄返還協定に関連する概算概算

1/9

アタリカ

外務省

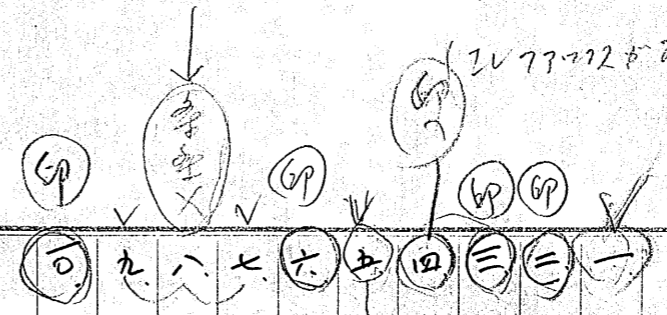
10/13
字 2 (条件 3)
洋内 2 ()

300 x 10 = 3,000

(2677-772 許可制)

項目

(右ノ枚紙を番号番の付いた「ナニニニ」の紙に)



- ① 協定関係一般及び関連事項
- ② 核被爆区還
- ③ 階級自衛隊の沖縄配備
- ④ 安保条約関係
- ⑤ 施設・区域
- ⑥ 特殊部隊
- ⑦ 番号内題
- ⑧ VOA関係
- ⑨ 外資・自由業
- ⑩ 航空企業

外務省

一、協定関係一般及び関連事項

(一) 延滞協定全般

(二) 沖地院状関係

(三) 米口委員会及び関係

(四) 課徴金及び内上り問題

(五) 本母がス 概去

(六) ビックター記念碑等

(七) 共同協定

(八) 行政主導等延期延長問題

(九) ミラゴスに関する関係

二、松坂米延滞

(一) 松坂米の保証

(二) 野取米確保に関する関係

4

(一) 再持心外之革命協談
(二) 國情、國防兩者之報告
(三) H E 起爆前之取次
三、 防衛、自衛隊 (革命)
四、 革命軍の団結 (革命)
(一) 革命者之編

外
務
省

5

(一) 革命協談
(二) 沖繩返還と極東の革命協談
五、 砲撃、已終
(一) 砲撃、已終一校
(二) Aリスト内情
(三) Bリスト内情

外
務
省

半停

4

一	半停美質論	二	(半停)	三	(半停) 白衛隊	四	(半停) 起爆劑	五	(半停) 國務院	六	(半停) 國務院	七	(半停) 國務院	八	(半停) 國務院
---	-------	---	------	---	----------	---	----------	---	----------	---	----------	---	----------	---	----------

外 務 省

三

1916

1916

1916

一	(半停) 國務院	二	(半停) 國務院	三	(半停) 國務院	四	(半停) 國務院	五	(半停) 國務院	六	(半停) 國務院	七	(半停) 國務院	八	(半停) 國務院
---	----------	---	----------	---	----------	---	----------	---	----------	---	----------	---	----------	---	----------

外 務 省

秘密表示 (朱印)

部数指示	発信用	事務用	備考
主信	2/1		
付	524-		
属			

発送日 昭和46年11月5日
 処理日
 発信機 タイプ 検査

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北/合 第 4709 号 公 信 日 付 昭和 46 年 11 月 4 日

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米才一課長	起 案 昭和 46 年 11 月 1 日 起 案 者 電話番号 K. 2066
--	----------------------------------	---

協 議 先

受 信 者 在米 米島 大 使
在沖繩 高瀬 大 使

発 信 者 福田 外 務 大 臣

写 送 付 先 (希望宛送日) 月 日

件 名 協議書、諮問書及び準備書関係資料送付

GA-2 外務省 38 回覧番号

米北/合 第 4709 号
 昭和 46 年 11 月 4 日

在外公館長殿

外 務 大 臣

(件名) 協議書、諮問書及び準備書関係資料送付

引用公・電信 日付・番号 米北電字 3449 号

冒頭要旨を以て報告の如く、10月

28日の上院外交委員会聴取会に於て

5-11-1ト真等所行の報告中に、協

議書、諮問書及び準備書関係

資料及びこれ等に関する資料を以て

※ 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

GA-2-1

外 務 省

(※印は文書書記人)

省「ル」の 国産(国産)材料と
作成の 標記材料 1部 七
部 (代書部) 弁書 和 別紙 送付
す。

本(信)送付 米 沖津

(沖縄国会関係資料)

協議委員会、諮問委員会及び
準備委員会について

昭和46/029
アメリカ局北米第一課

1. 沖縄に関する協議委員会

(1) 委員会の設置

沖縄に関する協議委員会は、昭和39年
(1964年)4月25日付の「琉球諸島
に対する経済援助に関する協議委員会及び
技術委員会の設置に関する交換公文」によ
り、同日東京に設置された。

(注) 本協議委員会は、当初「沖縄援助に
関する協議委員会」と呼称されていた
が、後述(3)(ロ)に述べる機能拡大により、
1965年4月2日以降現在の名称「沖
縄に関する協議委員会」と改められ、
今日に至っている。

(2) 委員会の構成

協議委員会は、日本政府を代表する外務

大臣(首席代表)及び総理府総務長官、米
国政府を代表する駐日米国大使により構成
される。

(3) 委員会の機能

(イ) 前述の交換公文において、協議委員会
は「琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島
の住民の福祉及び安寧を増進するための
経済及び技術援助を供与することについ
ての協力に関し、両政府の政策を調整す
る」とされた。

(ロ) 1965年4月2日付交換公文におい
て、協議委員会の機能は、「琉球諸島に
対する経済援助についてのみならず、同
諸島の住民の安寧を向上させるため両国
が協力することができるその他の事項に
ついて協議することができる。」よう
に拡大された。

(ハ) さらに昨1970年3月3日付交換公
文により、1969年11月の日米共同

声明において合意された沖縄の施政権のわが国への移転が円滑に行なわれるようにするため、協議委員会が「復帰準備に対する全般的責任を負うものとして、その機能が拡大され、復帰準備に関する日米両政府の基本的政策を調整し、かつ、復帰準備のための原則及び指針を策定する」こととされた。

(4) 活動状況

1964年4月25日の第1回会合以来今日までに21回(第21回会合は、1971年1月19日)開催されている。

その間同協議委員会が取り扱った主要事項は次のとおり。

- (1) 在外沖縄住民について日本政府が第一義的保護責任を負うこと(1966.5.9第9回)
- (2) 沖縄住民への旅券、渡航文書発給事務を南方連絡事務所に委譲(1966.5.9第9回)

- (3) 沖縄船舶に「琉球」標示旗と併用の日本国旗掲揚(1967.7/より実施)について合意(1967.3/第12回)
- (4) 沖縄住民の国政参加について原則的合意(1968.10.9第15回)
- (5) 復帰準備及び準備委員会の作業のための原則及び指針を採択(1970.4.2/第19回)
- (6) 冒頭記載の交換公文により同時に設置が決定された技術委員会は、日本政府の沖縄援助の運営実施に伴って生ずる問題を検討するため那覇に設置されたもので、高等弁務官の代表者(議長)総理府総務長官の指名する日本政府職員及び琉球政府行政主席又はその代表者の合計3名により構成されている。(総理府主管)

2. 琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会

(1) 委員会の設置

1967年11月15日発表された佐藤・ジョンソン共同声明第7項及び1968年1月19日付の「琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会の組織及び任務に関する交換公文」により、1968年1月19日那覇に設置された。

(2) 委員会の構成

委員会は3名の委員で構成され、日本政府、米国政府及び琉球政府はそれぞれ委員会における1名の代表者(委員)を任命する。

(3) 委員会の目的、機能

(1) 1967年11月15日の日米共同声明(抄)

総理大臣と大統領は、さらに施政権が日本に回復されることとなるときに起るであろう摩擦を最小限にするため、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化

を進め、沖縄住民の経済的及び社会的福祉を増進する措置がとられるべきであることに意見が一致した。両者はこの目的のために那覇に琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会を設置することに合意した。……この委員会においては沖縄と日本本土との間に残存している経済的及び社会的障壁を除去する方向への実質的な進展をもたらすような勧告を案出することが期待される。

(2) 1968年1月19日付交換公文(抄)

諮問委員会の目的は、琉球諸島の施政権が日本国に返還される時に、同諸島の経済社会構造が日本本土におけるものと円滑に統合されるように準備を行なうため、並びに琉球諸島の住民の経済的な安定、保健、教育及び福祉を増進するため、高等弁務官の権限内にある経済的及び社会的事項並びに関連事項について高等弁務官に対し、助言し及び委員間で合意さ

れた勧告を行なうこととする。

(4) 活動状況

諮問委員会は設置以来廃止されるまでの

間、本土、沖縄一体化のための勧告合計46件を高等弁務官に提出した。これら勧告中主要なものは次のとおり。

- (イ) 日本政府一体化調査団派遣要請
- (ロ) 人事交流
- (ハ) 資格免許一体化
- (ニ) 国県事務分離
- (ホ) 会計年度の一体化
- (ヘ) 学校の施設・設備の充実
- (ト) 社会福祉施設の設置及び一体化
- (チ) 地方税制の一体化
- (リ) 軍関係離職者対策
- (ヌ) 職業訓練の充実
- (ル) 生活保護制度の改善
- (レ) 那覇空港の整備
- (ロ) 国勢調査の本土と一体的実施
- (カ) 災害対策の整備充実

(三) 公務員等の共済組合制度の整備

(四) 中小企業振興

なお、同委員会は後述3の準備委員会設置に伴い廃止されることとなり、1970年5月1日付交換公文により廃止された。

3. 準備委員会

(1) 委員会の設置

1970年3月3日付の沖縄の復帰準備に関する交換公文により、同日那覇に設置された。

(2) 委員会の構成

委員会は大使級の日本国政府代表及び合衆国政府代表としての琉球諸島高等弁務官によつて構成され、琉球政府行政主席は琉球政府を代表して意見を述べるため、顧問として委員会に参加する。

(3) 委員会の任務

(1) 「原則及び指針」に従い、復帰準備のために現地でとられるべき措置及びその

実施計画を確定すること。

- (ロ) (イ)に関連して必要な調査及び研究を行なうこと。
- (ハ) 復帰準備に関し、必要に応じて両政府に対する勧告を作成すること並びに委員会の(イ)及び(ロ)の活動に関し両政府に随時報告すること。

これらの勧告及び報告は、協議委員会を通じて行なわれる。

(4) 活動状況

- (イ) 準備委員会は1970年3月24日の第1回代表会議開催後、代表会議の外代理会議並びに総務、施政権移転現地準備、地位協定適用現地準備及び産業経済の4小委員会を設置し、復帰準備のための現地協議を鋭意進めている。
- (ロ) その間の最大の業績は民政諸機能の移行に関する合意達成であろう。民政諸機能の移行は復帰までの期間を3段階に分

け、第1段階(協定署名まで)分については1970年11月9日の第7回代表会議において採択、11月19日の協議委員会第20回会合において承認され、その具体策14項目は、関係各省が総理府沖縄北方対策庁を通じ琉球政府に対し助言と援助を与えている。

北米第一課長

省内配布表

昭和45年12月21日現在

主管課 4.11-1 担当官 (指配)

資料名	協議書 紹介書 渉外書 等										
年月日	46. 11. 1 作成印数 59 発行日 11. 1										
配先	部数	受領	配先	部数	受領	配先	部数	受領	配先	部数	受領
大臣	1/2	C1	移			近ア長		B8	協		
政次	1					参		B7	規	2	
事次	1		並長		D5	書					
万博代			参			近			国長		
外審			参			了			政		
外審			政						軍		
官長	1		北			経長		E6	経		
総	1		中			次			社		
書	1		東1			参			科		
書	1		東2			参			寺		
儀長			西		E7	給					
儀						買					
人			米長	1		経			情長		
文			参	1		統			参		
記			参						道		
電			北1	1		国1		B3	内		
電			北2	1		国2			外		
会			北2		C2	万博					
管			保	2					文長		
厚			中南	参		経協長		B3	/		
計	X		参			参			2		
給			南1			参					
給			南2			政			研		
調査長						国		D6	大阪		
参			政長			技					
企画			参			協1					
折			参			協2					
調			参			理					
調			西1		E5						
領移長			西2						米	1	
参			東1			米長	1				
領			東2		B7	参	1		沖	1	
旅			洋			参	4				

中.2号
DA.173

注1 極秘文書配布の際には「印数」欄は一連番号を記入すること。
 2 電子計算機による管理の対象とすることを希望する資料は必ず「部」ずつ計算機
 室へ配布すること。